

第20回 定時株主総会 招集ご通知



EUCALIA

開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階
「霞が関プラザホール」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご
参照ください)

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 資本金の額の減少の件 |

株式会社ユカリ亞

証券コード286A

証券コード 286A
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株主各位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社ユカリア
代表取締役社長三沢英生

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://eucalia.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

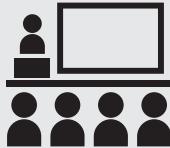
1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関プラザホール（霞が関ビルディング1階）
3. 目的 事項
- 報告事項
1. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 資本金の額の減少の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主さまへご送付している書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時30分)

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後6時入力完了まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時まで

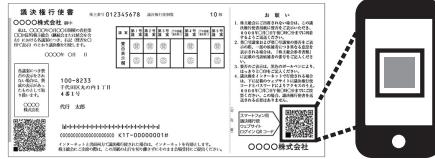
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

① ご注意事項

- 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

9:00~21:00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただけたうちは「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、次へすすむボタンを離してください。

次へすすむ

クリック

<その他の画面内>

- 当面ご連絡等の電子配信ご利用のお届出の確定状態は「こちらをクリックしてください」。
- 当面ご連絡の電子配信を行っている格納ご所有の方の、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、「次へ」をクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の取扱請求などの紙面でのご登録はご記入をクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは書面に記載されたものと一致してあります。

入力

議決権行使コード:

クリック ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

入力

- セキュリティ強化のため、パスワードを「自分で選んでください」から「自分で選んでください」へ変更する場合は、パスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
- セキュリティ強化のため、パスワードを「自分で選んでください」から「自分で選んでください」へ変更する場合は、パスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: パスワードを入力して下さい
ご使用には便利なパスワード: (複数のパスワードを入力して下さい)

クリック 登録

パスワード変更画面が表示されるので、お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様がご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式の数
1	ふるかわ じゅん 古川淳 (1974年9月22日生)	1997年10月 中央監査法人（現：PwC Japan有限責任監査法人）入所 2002年2月 有限会社虎ノ門キャピタル設立 取締役 2003年7月 同社 代表取締役 2005年2月 当社 設立 代表取締役 2009年2月 株式会社ライラックメディア 取締役 2011年7月 株式会社エテルナ（現 株式会社クラーチ）取締役 株式会社D I C 代表取締役 2011年12月 ユナイテッド・ヘルスケア株式会社 (現 株式会社 メディカル・アドバイザーズ) 取締役 2015年10月 株式会社ビーグル 取締役 2018年8月 株式会社キュアブルーフ 代表取締役 株式会社レイズ 取締役 2020年3月 株式会社モダンエイジング 取締役 2022年2月 株式会社D I C 取締役（現任） 2023年1月 株式会社ストラクト 代表取締役（現任） 2023年2月 株式会社エクソーム 代表取締役（現任） 2023年6月 株式会社クラリバ 代表取締役（現任） 2023年12月 スマートスキャン株式会社 代表取締役（現任） 2024年3月 当社 代表取締役会長（現任）	22,089,800株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまでリーダーシップと決断力を發揮し、当社を発展させてまいりました。同氏の幅広い経験及び知見は、当社グループの更なる成長及び企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式の数
2	みさわ ひでお 三沢英生 (1973年8月30日生)	1998年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2007年6月 モルガン・スタンレー証券株式会社 マネージングディレクター 2008年8月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現: BofA証券株式会社) マネージングディレクター 債券営業本部長 2014年2月 株式会社ドーム 執行役員 2016年2月 同社 取締役CFO 2017年1月 東京大学アメリカンフットボール部 監督 (現任) 2018年3月 株式会社ドーム 取締役 常務執行役員CSO 2018年4月 筑波大学 客員教授 (現任) 2020年4月 当社 入社 社長室長 2020年5月 当社 執行役員 社長室長 2020年6月 当社 執行役員 経営企画本部長 2021年3月 当社 取締役 経営企画本部長 2024年3月 当社 代表取締役社長 (現任)	22,400株
【取締役候補者とした理由】			
金融業界及び事業会社における豊富な経験に加え、2020年から当社社長室長及び経営企画部門を統括する責任者を歴任し、2024年からは代表取締役を務めております。同氏の幅広い経験及び知見は、当社グループの更なる成長及び企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。			
3	にしむら よしかず 西村祥一 (1974年7月21日生)	2003年5月 千葉大学医学部付属病院 入職 2007年4月 横浜市立大学附属市民総合医療センター 麻酔科常勤特別職 2014年6月 横浜市立大学附属市民総合医療センター 麻酔科助教 2018年4月 当社 入社 2020年3月 当社 取締役 2023年1月 当社 取締役 メディカルアシスタンス室長 (現任)	10,000株
【取締役候補者とした理由】			
医療業界における豊富な経験と幅広い見識に加え、2023年から当社取締役としてメディカルアシスタンス部門を管掌しております。同氏の幅広い経験及び知見は、当社グループの更なる成長及び企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 古川淳氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。なお、候補者古川淳氏の所有する当社の株式の数は、同氏が100%保有する資産管理会社株式会社エクソソーム及び株式会社クラリバを通じての保有分を含みます。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 各候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」は、重要でない兼職先についても記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役須藤修司氏及び杉山文野氏は、任期満了となり、また南江恭一氏は任期満了により退任いたしますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式の数
1	すとう しゅうじ 須 藤 修 司 (1963年4月18日生)	<p>1987年4月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所</p> <p>2002年7月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） パートナー</p> <p>2004年4月 専修大学経営学部 非常勤講師（現任）</p> <p>2006年9月 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科国際経営学専攻 (現：経営管理研究科) 非常勤講師（現任）</p> <p>2008年7月 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） シニアパートナー</p> <p>2017年7月 同法人 FAAS事業部長 EY新日本サスティナビリティ株式会社 代表取締役 EYソリューションズ株式会社 代表取締役</p> <p>2018年8月 当社 監査役 株式会社クラーチ 監査役（現任） 株式会社レイズ 監査役</p> <p>2019年4月 青山学院大学国際政治経済学部 非常勤講師</p> <p>2019年11月 株式会社ビーグル 監査役</p> <p>2020年3月 株式会社モダンエイジング 監査役 株式会社YAOKI（現：株式会社ウェルフォース） 監査役</p> <p>2020年6月 株式会社ザップ（現：株式会社あいらいふ） 監査役（現任）</p> <p>2020年8月 中銀インテグレーション株式会社 監査役</p> <p>2023年3月 当社 取締役（監査等委員）（現任）</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

須藤修司氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。2018年からは当社の社外監査役として、また2023年からは当社の監査等委員である社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後も当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に活かすことができるものと判断しております。

なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式の数
2	すぎやま ふみの 杉山文野 (1981年8月10日生)	2009年9月 際コーポレーション株式会社 入社 2009年10月 株式会社すゞや 取締役（現任） 2013年5月 NPO法人ハートをつなごう学校 代表理事（現任） 2014年1月 株式会社ニューキャンバス 代表取締役（現任） 2015年5月 NPO法人green bird 理事（現任） 2015年8月 NPO法人東京レインボープライド 共同代表理事 2019年8月 一般社団法人Famiee 理事（現任） 2021年6月 公益社団法人日本フェンシング協会理事（現任） 公益財団法人日本オリンピック委員会理事（現任） 2023年2月 NPO法人プライドハウス東京 理事（現任） 2023年3月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2023年4月 学校法人日本女子大学 評議員（現任） 2024年9月 NPO法人東京レインボープライド 理事（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
杉山文野氏は、2023年から当社の監査等委員である社外取締役を務めており、長年にわたる会社経営経験と各種団体における運営経験で培われた見識をもって、大局的かつ専門的な見地からの監査を行っております。この実績を踏まえ、今後も当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に活かすことができるものと判断しております。 なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。			
3	※ いけじり しほ 池尻志保 (1970年7月20日生)	1993年4月 安田火災海上保険株式会社（現：損害保険ジャパン株式会社） 入社 1996年10月 三井安田法律事務所 入所 2014年3月 早稲田大学大学院法務研究科 修了 2017年1月 弁護士登録 三井法律事務所 入所（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
池尻志保氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 須藤修司氏、杉山文野氏及び池尻志保氏は、社外取締役候補者であります。
なお、須藤修司氏及び杉山文野氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出でおり、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。また、池尻志保氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、須藤修司氏及び杉山文野氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 池尻志保氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」は、重要でない兼職先についても記載しております。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 減少する資本金の額

資本金の額2,022,558,040円を1,922,558,040円減少して100,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年3月28日（金）

以上

事 業 報 告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の収束に伴い経済活動の正常化が進み、全体としては内需主導で緩やかに回復し、好調な企業収益を起点に、将来を見据えた設備投資等の前向きな支出が広がり、経済の好循環実現に向かいつつある環境となりました。

その一方で、医療・介護業界においては資源価格や為替の変動による物価上昇、慢性的な人手不足問題とそれに伴う人件費の高騰などが業界へ与える影響は大きく、加えて2024年からは医師を中心とした医療従事者の働き方改革が求められるなど、医療・介護業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の連結業績は、医療経営総合支援事業において、新規提携医療法人の増加や提携医療法人への追加支援による収益機会が発生したほか、提携外医療法人からの各種コンサルティング依頼が順調に増加していることが、全体の売上を押し上げる結果となりました。売上高が伸長する一方、将来の事業成長に向けて、新規採用による人員増強やシステムの機能開発等の継続的な成長投資のみならず、増加する人員に併せたオフィスの増床等の中長期的な事業成長を見据えた投資を積極的に実施しております。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は19,833,896千円（前年同期比9.9%増）、営業利益は2,292,588千円（前年同期比20.7%増）、経常利益は2,801,668千円（前年同期比51.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,025,848千円（前年同期比92.7%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

①医療経営総合支援事業

当セグメントにおきましては、新規提携医療法人の増加や提携医療法人の事業成長に伴う追加支援を実施したほか、提携外医療法人からの各種コンサルティング依頼が順調に増加しました。

以上の結果、売上高は6,364,031千円（前年同期比17.8%増）、セグメント利益は2,803,780千円（前年同期比39.5%増）となりました。

②シニア関連事業

当セグメントにおきましては、介護施設の入居相談・紹介サービスと介護施設運営サービスともに売上高は堅調に推移しました。入居相談・紹介サービスでは入居相談員の新規採用及び新規拠点開設による対応エリア拡大を進めており、紹介売上は前年度実績を上回る形で進捗しました。また、介護施設運営サービスでは2024年4月に株式会社はれコーポレーションが運営する介護付き有料老人ホーム「アステンシア西新宿」を事業承継、「クラーチ・ファミリア西新宿」へとリブランドイングし、運営を開始しました。他方、既存運営施設における大規模修繕工事を実施したことで、一過性の修繕費が発生しました。

以上の結果、売上高は6,867,065千円（前年同期比3.2%増）、セグメント利益は308,814千円（前年同期比50.6%減）となりました。

③高度管理医療機器事業

当セグメントにおきましては、クリアレンズの販売が伸長し主軸のコンタクトレンズ事業が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は6,539,394千円（前年同期比9.7%増）、セグメント利益は484,853千円（前年同期比28.6%増）となりました。

④その他事業

当セグメントにおきましては、治療経過データ解析及び製薬企業向け営業活動支援サービスにて、積極的な営業活動を実施しました。他方、治療経過データの価値向上に資することを目的としたデータ基盤構築に関する投資を継続しました。

以上の結果、売上高は63,405千円（前年同期比76.0%増）、セグメント損失は139,748千円（前年同期比35.1%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,815,248千円であり、その主な内容は、提携医療法人向けの賃貸等不動産取得及び当社連結子会社である株式会社クラーチが運営する有料老人ホームにおけるリース資産取得によるものとなります。

（3）資金調達の状況

東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、総額3,845,116千円の資金を調達しました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2024年1月5日付で当社の連結子会社であった株式会社YAOKIの全株式を株式会社ウェルフォースへ譲渡しました。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社である株式会社クラーチは、2024年4月1日付で株式会社はれコーポレーションから介護付き有料老人ホーム「アステンシア西新宿」の運営事業を譲り受けました。

（6）対処すべき課題

当社が支援する医療・介護業界においては資源価格や為替の変動による物価上昇、慢性的な人手不足問題とそれに伴う人件費の高騰などが業界へ与える影響は大きく、加えて2024年からは医師を中心とした医療従事者の働き方改革が求められるなど、医療・介護業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

医療・介護業界のこうした環境下において、当社グループが提供する医療機関への総合支援サービスを中心とした課題解決ニーズは、より一層高まっており、医療・介護現場の課題解決・生産性向上に資するサービスの充実に向け、更なる経営資源の最適化を図る必要性を認識しております。

上記を対処するうえで、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

① 人材の確保、育成及び管理

当社グループが事業規模を持続的に拡大するためには、必要な人材を確保・育成する必要があります。提携医療法人への総合支援サービスを担うコンサルタント従業員、データ解析専門従業員、介護施設運営にあたる介護従事者等の確保を進め、かつ専門性を高めて当社グループが提供するサービスの質の向上を図ることが重要と考えております。

採用面については、リファーラル制度を設置するとともに、新卒採用におけるプロジェクトチームを組成して各種施策を実施しています。リテンション率の向上については、当社グループのビジョン・ミッションを前提として研修や評価・表彰制度を設置しており、社員間交流を活性化する取り組み等を含め、各種制度により従業員満足度の向上に努めております。

② 従業員の専門性向上

当社グループが提供する提携医療法人への総合支援サービスにおいては、医療経営に関する専門的な知見を必要としており、質の高い徹底した伴走型経営支援を行い、提携医療法人の経営改善及び安定運営を実現しています。質の高い支援を実現するためには、当社従業員の専門性向上が必要不可欠であり、優秀な人材を数多く確保することが必要です。当社は、これまで培ってきた経営支援ノウハウをマニュアル化し、当社基準での標準モデルの設定を行い、専門性を高める取り組みを行っております。また、各支援先にて従業員が得たナレッジやノウハウを定期的に共有するカンファレンスを開催しており、全体レベルを向上する取り組みも推進しております。

また、介護施設の運営においては、顧客に提供するサービスの質を最重要視しており、看護師、介護従事者等の専門性向上に注力しております。また、入社時研修やOJTに注力するとともに、資格取得者には手当制度を設置する等の取り組みを行っております。

③ M&A

当社グループは、ヘルスケア関連業界においてM&Aや資本提携等の手法を用いて企業価値を高めていくことを成長戦略の1つとして位置付けております。そのためには、潜在的なシナジーを有する対象会社のオリジネーション及びエクゼキューション、並びに適切な資金調達を行うことが必要です。当社グループは、ヘルスケア業界において幅広い人脈や豊富な知見を有する経営陣、M&A及びファイナンスに関して豊富な経験を有する役職員、各種関連領域の知見を有する豊富な人材・有資格者を擁しており、これらに対応してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループが事業を継続し、ミッションを実現するためには、コンプライアンスを重視した経営を行う必要があると認識しています。情報管理体制をはじめとした内部管理体制の強化を継続して推進していくこと及び事業規模拡大に対応した十分な内部管理体制の整備が必要であると認識しております。当社は内部管理部門について効率的な内部管理体制を整備するとともに、事業の拡大に備えた管理部門の強化やコンプライアンスやリスク管理等の徹底を図るべく、内部統制の体制構築と運用を行っています。

⑤ 財務健全性の確保

当社グループは提携医療法人の総合支援サービスの提供や介護施設の運営において必要となる資金調達を金融機関等から行っており、有利子負債比率が高くなる傾向にあります。そのため、財務安全性を測る株主資本比率を重要な指標としてモニタリングしております。また、キャッシュ・フロー創出力を鑑みた返済能力を測るEBITDA有利子負債倍率についてもモニタリング対象の指標としております。また、外部調達の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合に当社グループの事業、経営成績、財務状態又はキャッシュ・フローへ影響を与えることに鑑み、金利動向の定期的な把握を通じた金利変動リスク

の定量化を行うことで、財務健全性の確保に努めています。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 2021年12月期	第18期 2022年12月期	第19期 2023年12月期	第20期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売上高 (千円)	—	16,616,000	18,054,924	19,833,896
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	980,354	1,051,303	2,025,848
1株当たり当期純利益 (円)	—	32.80	35.18	64.40
総資産 (千円)	—	42,630,929	50,984,549	60,148,369
純資産 (千円)	—	10,406,788	11,764,888	18,951,212
1株当たり純資産額 (円)	—	324.44	362.04	507.67

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第18期及び第19期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 2024年9月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第17期 2021年12月期	第18期 2022年12月期	第19期 2023年12月期	第20期 (当事業年度) 2024年12月期
売上高 (千円)	2,895,284	3,994,570	5,441,953	5,645,951
当期純利益 (千円)	564,990	1,262,253	708,815	1,842,092
1株当たり当期純利益 (円)	18.91	42.24	23.72	58.56
総資産 (千円)	23,538,063	22,286,625	29,166,216	36,047,683
純資産 (千円)	7,932,102	9,267,769	9,960,487	16,884,126
1株当たり純資産額 (円)	265.41	310.10	333.28	477.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2024年9月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

(2024年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカル・アドバイザーズ	100,000千円	100.0%	医療機関の組織再編・事業承継コンサルティング
株式会社あいらいふ	30,000千円	100.0%	高齢者施設の入居相談・紹介
株式会社クラーチ	50,000千円	100.0%	高齢者施設運営等
株式会社ストラクト	100,000千円	100.0%	建築・構造物の企画立案・設計・施工
株式会社シンシア	273,422千円	63.3%	コンタクトレンズの製造・卸売販売
株式会社カラコンワークス	9,900千円	100.0% (100.0%)	コンタクトレンズの販売
Sincere Vision Co., Ltd	100千香港ドル	100.0% (100.0%)	コンタクトレンズの販売
新視野光學股份有限公司	2,000千新台湾元	100.0% (100.0%)	コンタクトレンズの販売
株式会社ジェネリック コーポレーション	33,500千円	100.0% (100.0%)	コンタクトレンズの販売
株式会社タロスシステムズ	10,000千円	100.0% (100.0%)	パッケージシステムの設計、開発、販売及び保守

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の (内書) は間接所有であります。
 2. 当社は、連結子会社であった株式会社YAOKIの全株式を2024年1月5日付で売却しております。
 3. 当社連結子会社の株式会社シンシアは、株式会社タロスシステムズの株式49.0%を2024年3月29日付で追加取得いたしました。

(9) 主要な事業内容

当社グループでは、医療機関への総合経営支援サービス（医療経営総合支援事業）の提供を中心に、入居相談・施設紹介、高齢者向け介護施設の運営（シニア関連事業）、コンタクトレンズの製造・販売（高度管理医療機器事業）、治療経過データ解析及び製薬企業向け営業活動支援サービス（その他事業）のヘルスケア関連事業に取り組んでおります。

(10) 主要な営業所

当社本社 東京都千代田区

当社子会社 株式会社メディカル・アドバイザーズ（東京都千代田区）

株式会社あいらいふ（東京都新宿区）

株式会社クラーチ（東京都千代田区）

株式会社ストラクト（東京都千代田区）

株式会社シンシア（東京都文京区）

株式会社カラコン・ワークス（東京都文京区）

Sincere Vision Co., Ltd（香港）

新視野光學股份有限公司（台湾）

株式会社ジェネリック・コーポレーション（東京都文京区）

株式会社タロスシステムズ（千葉県千葉市美浜区）

(11) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(2024年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
833名 (128名)	64名増 (36名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。
2. 臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトを含み派遣社員を除く。）は、年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
3. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の状況

(2024年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167名 (3名)	37名増 (6名減)	40.2歳	2.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であります。
2. 臨時雇用者（パートタイマー、アルバイトを含み派遣社員を除く。）は、年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
3. 従業員数には、当社外への出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。

(12) 主要な借入先

(2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,498,863千円
株式会社みずほ銀行	3,347,909千円
株式会社武蔵野銀行	2,459,976千円
株式会社関西みらい銀行	2,023,050千円
株式会社横浜銀行	1,757,540千円

(注) 2024年12月31日現在の借入残高が、10億円以上の金融機関を記載しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年12月12日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は2,022,558,040円となりました。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 136,160,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,376,900株 (自己株式2,606,000株を除く。)
 (3) 株主数 10,774名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エクソソーム	16,000,000	45.23
古川 淳	4,543,200	12.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,148,800	8.90
株式会社クラリバ	1,546,600	4.37
住友生命保険相互会社	943,300	2.67
SBI Ventures Two株式会社	647,600	1.83
株式会社シグマクシス・インベストメント	619,200	1.75
三井住友信託銀行株式会社	495,200	1.40
TC Healthcare Fund投資事業組合	471,600	1.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	389,400	1.10

- (注) 1. 当社は自己株式2,606,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 株式会社エクソソーム及び株式会社クラリバは当社代表取締役である古川淳氏がその株式を100%保有する資産管理会社であります。

（5）その他株式に関する重要な事項

- ①2024年9月1日付で、1株に対し400株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が33,954,900株増加しております。
 ②2024年12月11日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が3,942,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,922,558,040円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

- ・新株予約権の数 4,760個
- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,904,000株 (新株予約権1個につき400株)

- (注) 2024年8月9日開催の取締役会決議により、2024年9月1日付で1株を400株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が4,760株から1,904,000株に変更になっております。

・当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第4回 新株予約権	2019年2月8日	25個	普通株式 10,000株	1株当たり 528円	2021年2月8日～ 2029年2月7日	取締役 1名
第4回 新株予約権	2019年2月8日	50個	普通株式 20,000株	1株当たり 528円	2021年2月8日～ 2029年2月7日	取締役 1名 (監査等委員)
第5回 新株予約権	2021年12月10日	694個	普通株式 277,600株	1株当たり 528円	2023年12月10日～ 2031年10月21日	取締役 2名
第6回 新株予約権	2022年12月16日	50個	普通株式 20,000株	1株当たり 528円	2024年12月16日～ 2032年3月28日	取締役 1名 (監査等委員)
第8回 新株予約権	2023年12月27日	25個	普通株式 10,000株	1株当たり 808円	2025年12月27日～ 2033年12月26日	取締役 1名 (監査等委員)

(注) 第4回新株予約権から第8回新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

- 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他のこれに準ずる事由があり当社の取締役会にて承認を得た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。
- 権利行使時において、当社の発行する普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場されていること。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2023年12月27日開催の取締役会決議により、当社の企業価値向上に資する助言を得ることを目的に、社外協力者に対し以下のとおり新株予約権を発行しております。

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第7回 新株予約権	2023年12月27日	100個	普通株式 40,000株	1株当たり 875円	2025年12月27日～ 2033年12月26日	社外協力者 2名

(注) 第7回新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

- 権利行使時点において、当社又は当社の子会社の社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。
- 権利行使時において、当社の発行する普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場されていること。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	古川 淳	株式会社ストラクト 代表取締役 スマートスキャン株式会社 代表取締役
代表取締役社長	三沢 英生	—
取締役	西村 祥一	メディカルアシスタンス室長
取締役 (常勤監査等委員)	須藤 修司	株式会社あいらいふ 監査役 株式会社クラーチ 監査役
取締役 (監査等委員)	南江 恒一	—
取締役 (監査等委員)	杉山 文野	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員）須藤修司氏、取締役（監査等委員）南江恒一氏、取締役（監査等委員）杉山文野氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員須藤修司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 監査等委員南江恒一氏は、大手銀行の常務取締役及び事業会社の代表取締役を歴任しており、財務及び経営全般に関する経験及び知識を有しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者からの情報収集、並びに内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い監査等の実効性を高めるため、須藤修司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）須藤修司氏、取締役（監査等委員）南江恒一氏、取締役（監査等委員）杉山文野氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所にも届け出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（監査等委員）須藤修司氏、取締役（監査等委員）南江恒一氏、取締役（監査等委員）杉山文野氏につきましては会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。

被保険者は、当社の取締役（監査等委員である者を含む。）、子会社の取締役及び監査役となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社役員の報酬は基本報酬、株主への貢献度が高いと認められる役員への個別評価報酬及び会社業績や業績への貢献度をもとに決定される業績連動報酬で構成されております。なお、業績連動報酬の一部について、株主の立場で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬制度を導入しています。

社外取締役の報酬については、その役割・職責に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとしています。業績連動報酬は、取締役については前期の業績を基に連結の最終利益（前期の当期純利益）の最大5%以内とし、各取締役の貢献度に応じて個別に決定することとしております。

なお、その報酬等の額又はその算出方法の決定に関しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で行われ、取締役会で決定しております。また、決定方針は、取締役会が決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定に際しては、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的として設置した任意の報酬委員会の審議を経て、同業他社の水準、職責の範囲、従業員の給与水準との比較等を総合的に勘案し、最終的には代表取締役社長三沢英生が取締役会に諮って決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、その支給の決定の方針及び個々の監査等委員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職責の範囲を勘案し、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

③ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、あらかじめ独立社外取締役を過半数とする報酬委員会（委員長は代表取締役社長）へ諮問し、原案について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬 (千円)	業績運動報酬 (千円)	株式報酬 (千円)	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	99,600 (—)	99,600 (—)	— (—)	— (—)	3 (—)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	115,200 (15,600)	115,200 (15,600)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年8月9日開催の臨時株主総会において年額204,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額13,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年8月9日開催の臨時株主総会において年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

（5）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役須藤修司氏の兼職先である株式会社あいらいふ及び株式会社クラーチは、当社の100%連結子会社であります。

② 各社外役員の活動状況

当社の当事業年度における社外役員は、監査等委員である取締役3名（須藤修司氏、南江恭一氏、杉山文野氏）であり、それぞれの活動状況及び取締役会の出席状況は下表のとおりであります。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	須藤 修司	当事業年度に開催された取締役会22回、監査等委員会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計の経験的知見から、当社の経営体制及び内部統制の構築・維持についての発言をいただいております。 なお、毎週開催される経営会議にも出席し経営事項全般について監査等委員の立場からの意見をいただいております。
社外取締役 (監査等委員)	南江 恭一	当事業年度に開催された取締役会22回、監査等委員会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に経営全般の経験的知見から、当社のコンプライアンス体制及び内部統制の構築・維持についての発言をいただいております。 なお、毎週開催される経営会議にも出席し経営事項全般について監査等委員の立場からの意見をいただいております。
社外取締役 (監査等委員)	杉山 文野	当事業年度に開催された取締役会22回、監査等委員会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に会社経営及び各種団体における運営の経験的知見から、当社の事業運営に係る助言・提言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、Mooreみらい監査法人が会計監査人となっております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレターや一括成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2023年3月28日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- b. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- c. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
- d. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。
- e. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
- f. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
- g. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
- h. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、担当役員決裁その他「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
- b. 「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」「特定個人情報取扱規程」等を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス・リスク管理規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。
- b. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- c. 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- b. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
- c. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、業務執行に関する決裁・協議を行う経営会議を原則週1回開催する。
- d. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
- e. 取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、同委員会は、取締役の報酬等について審議し、その結果を取締役会に答申する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- a. 「関係会社管理規程」等に基づき、子会社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
- b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社経営会議及び取締役会に報告し、承認を得て行う。
- c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り親子会社間での適正な取引に努める。
- d. 当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行う。
- e. 上場子会社については、上場企業としての立場を尊重し、企業グループにおいて独立した立場で業務を適切に行い、必要に応じて、当社に対し経営情報を提供・説明することとしている。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
 - 監査等委員会より任命された当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
 - 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。
- ⑦ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制
- 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
 - 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑧ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため、監査上の重要課題について意見交換を行う。

- b. 監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- c. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
- d. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査等委員との相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜代表取締役社長が議長を務める経営会議へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに重要な子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査等委員会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査等委員会は、監査等委員相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えた提携医療法人のファイナンス支援を伴う不動産取得や、新規事業への先行投資、及び資本業務提携等を積極的に行なうことが重要であると認識しています。現時点では内部留保の充実を図り、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えています。

当事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先しました。内部留保資金については、将来の新規事業展開等のための先行投資及び人員の拡充・育成を含む管理体制基盤強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施時期等については未定です。

剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回剰余金の配当を行うことを基本としております。なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,138,928	流動負債	11,826,997
現金及び預金	11,168,782	買掛金	2,397,988
受取手形	18,704	短期借入金	1,664,583
売掛金	3,364,034	1年内返済予定の長期借入金	3,728,484
商品	983,633	リース債務	293,187
仕掛品	15,091	未払法人税等	886,792
原材料及び貯蔵品	348,147	前受金	300,828
リース投資資産	4,168,384	賞与引当金	346,424
その他の	4,080,707	株主優待引当金	4,540
貸倒引当金	△8,556	その他の	2,204,168
固定資産	36,009,440	固定負債	29,370,160
有形固定資産	32,278,067	長期借入金	14,800,486
建物及び構築物	10,675,690	修繕引当金	27,371
機械装置及び運搬具	45,577	リース債務	6,730,275
土地	15,363,932	繰延税金負債	101,027
リース資産	5,779,116	資産除去債務	700,146
建設仮勘定	318,699	預り保証金	7,002,532
その他の	95,052	その他の	8,319
		負債合計	41,197,157
(純資産の部)			
株主資本			17,866,805
資本金			2,022,558
資本剰余金			6,905,374
利益剰余金			9,527,939
自己株式			△589,066
無形固定資産	1,355,155	その他の包括利益累計額	93,136
のれん	841,646	その他有価証券評価差額金	△2,660
その他の	513,509	繰延ヘッジ損益	109,645
		為替換算調整勘定	△13,848
		非支配株主持分	991,270
投資その他の資産	2,376,218	純資産合計	18,951,212
投資有価証券	434,163	負債・純資産合計	60,148,369
長期貸付金	372,486		
繰延税金資産	250,139		
その他の	1,326,020		
貸倒引当金	△6,591		
資産合計	60,148,369		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 上	高	19,833,896
売 上	原 價	11,141,913
売 上	総 利 益	8,691,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,399,394
営 業 利 益		2,292,588
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		22,278
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,632
デ リ バ テ ィ ブ 評 價 益		2,815
受 取 手 数 料		108,000
貸 倒 引 当 金 戻 入		532,097
そ の 他		176,776
		843,600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		286,259
上 場 関 連 費 用		40,494
そ の 他		7,767
		334,520
経 常 利 益		2,801,668
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		289,961
関 係 会 社 株 式 売 却 益		55,557
		345,519
特 別 損 失		
製 品 保 証 費 用		31,493
そ の 他		1,181
		32,674
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,114,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,161,677
法 人 税 等 調 整 額		△190,791
当 期 純 利 益		970,886
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,143,626
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		117,778
		2,025,848

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	4,118,867	7,502,091	△938,880	10,782,077
当期変動額					
新株の発行	1,922,558	1,922,558	—	—	3,845,116
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	2,025,848	—	2,025,848
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	2,088	—	—	2,088
自己株式の処分	—	861,860	—	349,814	1,211,675
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,922,558	2,786,507	2,025,848	349,814	7,084,727
当期末残高	2,022,558	6,905,374	9,527,939	△589,066	17,866,805

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,596	45,320	△10,793	38,123	944,687	11,764,888
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	3,845,116
剰余金の配当	—	—	—	—	△32,099	△32,099
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	2,025,848
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	2,088
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1,211,675
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,256	64,324	△3,054	55,013	78,682	133,695
当期変動額合計	△6,256	64,324	△3,054	55,013	46,583	7,186,323
当期末残高	△2,660	109,645	△13,848	93,136	991,270	18,951,212

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

(株)シンシア、(株)クラーチ、(株)あいらいふ、(株)メディカル・アドバイザーズ

(株)ストラクト

(株)カラコンワークス ((株)シンシアの完全子会社、当社孫会社)

新視野光學股份有限公司 ((株)シンシアの完全子会社、当社孫会社)

Sincere Vision Co., Ltd. ((株)シンシアの完全子会社、当社孫会社)

(株)ジェネリックコーポレーション ((株)シンシアの完全子会社、当社孫会社)

(株)タロスシステムズ ((株)シンシアの完全子会社、当社孫会社)

連結範囲の変更

除外 1社

(株)YAOKEIは、当連結会計年度に譲渡したことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 5社

非連結子会社の名称

(株)DIC、(株)キャピタルメディカ・ベンチャーズ、スマートスキャン(株)

(株)ハロースカウト ((株)あいらいふの完全子会社、当社孫会社)

ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド投資事業有限責任組合 ((株)キャピタルメディカ・ベンチャーズの投資先)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
(株)DIC、(株)キャピタルメディカ・ベンチャーズ、スマートスキャン(株)
(株)ハロースカウト ((株)あいらいふの完全子会社、当社孫会社)
ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド投資事業有限責任組合 ((株)キャピタルメディカ・ベンチャーズの投資先)
中銀インテグレーション(株)、(株)イジゲン
虎ノ門インパクトキャピタル(同) ((株)キャピタルメディカ・ベンチャーズの投資先)
やまと社会インパクト投資事業有限責任組合 ((株)キャピタルメディカ・ベンチャーズの投資先)
東京ウェルネスインパクト投資事業有限責任組合 ((株)キャピタルメディカ・ベンチャーズの投資先)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)クラーチの決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、(株)タロスシステムズの決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において仮決算を実施した上で連結しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品・原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 5～17年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については13年で均等償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

④ 修繕引当金

将来の修繕費用の支出に備えるため、定期修繕を必要とする建物等について将来発生すると見込まれる修繕費用のうち、当連結会計年度までに負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益認識基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 経営サポートサービス

経営サポートサービスの主な内容は、提携医療法人等の資金計画や経営計画の策定等のコンサルティングサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであります。これらの履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しており、契約期間にわたり

概ね一定の役務を提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、契約期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を契約に基づき収益を認識しております。

b 不動産賃貸収入

不動産賃貸収入の主な内容は、提携医療法人等への経営支援として行う不動産賃貸業務によるものであります。当該不動産賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に従い収益を認識しております。

c 医材及び薬剤等の販売

当社は、医療機関向けに医材及び薬剤の卸売り取引を行っております。当該販売取引については、顧客に当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、当該取引は、当社の役割が代理人に該当する取引であると判断しており、総額から仕入先に対する支払額等を差し引いた純額で収益を認識しております。

d 医療用機器の販売

当社は、医療機関向けに医療機器の販売を行っております。当該取引の履行義務は、顧客に製品を引き渡しが完了した時点で充足されることから、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

e 製品の販売及び保守サービス

当社は、医療機関向けに医療安全及び医療従事者の業務効率向上に資する機器製品の販売を行っております。

当該取引の履行義務は、顧客に製品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、この販売に伴う保守サービスを行っておりますが、これは顧客からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたってサービスの提供を行うものであります。従って、当該保守契約は、契約期間に対して期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

f 一般消費者向け高度管理医療機器の製造及び販売

当事業においては、高度管理医療機器であるコンタクトレンズの製造及び販売を行っております。顧客との販売契約に基づき、受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務を充足する時点は商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね5か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております。

なお、商品が返品された場合、当社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。

また、センターフィー等の顧客に支払われる対価が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該センターフィー等の見積額を控除した金額で算定しております。このセンターフィー等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

- ② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準
　　ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準は、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
　　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
　　繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
　　a ヘッジ手段・・・金利スワップ
　　ヘッジ対象・・・借入金利済
　　b ヘッジ手段・・・為替予約取引
　　ヘッジ対象・・・外貨建予定取引（商品輸入）
- ③ ヘッジ方針
　　「デリバティブ取引管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
　　ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。
　　また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。
　　なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
繰延税金資産	250,139 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は事業計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断された将来減算一時差異について計上しております。将来の事業計画は各社別に将来の経営環境や市場動向を勘案のうえ策定しておりますが、将来の見通しには一定の不確実性が伴うため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 841,646 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価格と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当該見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	983,633	千円
仕掛品	15,091	千円
原材料及び貯蔵品	348,147	千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。具体的には収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積り、これを超過する棚卸資産を簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

リース投資資産	4,060,080	千円
建物	6,674,130	千円
土地	14,831,309	千円
計	25,565,520	千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	425,000	千円
長期借入金	17,109,498	千円
債務保証	25,350	千円
計	17,559,848	千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額 9,940,021 千円

3. 保証債務

連結会社以外の法人の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人社団善衆会	1,349,494 千円
医療法人北仁会	121,020 千円
医療法人刀圭会	65,412 千円
医療法人ユカリ亞沖縄	58,602 千円
医療法人平病院	25,350 千円
社会医療法人新青会	13,881 千円
医療法人緑風会	79,150 千円
計	1,712,911 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,982,900株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,356,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にヘルスケア事業における事業計画及び設備投資等の計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、リース投資資産及び貸付金は取引先の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で27年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、原則として外国為替証拠金取引及び為替予約取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してあります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、経営会議で基本方針を承認し、これに従いファイナンス事業部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、ファイナンス事業部所管の本部長に報告しており、取引権限等を定めた社内規程に従って管理しております。

連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) リース投資資産	4,168,384	3,000,736	△1,167,648
(2) 投資有価証券(*2)	289,405	289,405	—
(3) 長期貸付金(*3)	3,594,895	3,592,352	△2,543
資産計	8,052,686	6,882,494	△ 1,170,191
(1) 長期借入金(*4)	18,528,970	18,528,970	—
(2) リース債務(*4)	7,023,463	5,633,930	△ 1,389,533
(3) 預り保証金(*5)	1,303,036	953,439	△ 349,597
負債計	26,855,470	25,116,339	△ 1,739,130
デリバティブ取引(*6)	260,092	260,092	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	21,246
組合出資金等	123,511

(*3) 長期貸付金に、流動資産「その他」に含めている「短期貸付金」及び「営業貸付金」を含めて表示しております。

(*4) 長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(*5) 預り保証金のうち、返還の時期が決まっていないものについては、合理的な将来キャッシュフローを見積もることができないことから前表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
預り保証金	5,699,496

(*6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	11,168,782	—	—	—
受取手形	18,704	—	—	—
売掛金	3,364,034	—	—	—
リース投資資産	74,912	306,453	488,719	3,298,298
長期貸付金	3,050,714	250,749	82,464	210,966
合計	17,677,147	557,203	571,184	3,509,265

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,664,583	—	—	—	—	—
長期借入金	3,728,484	1,552,598	1,249,195	2,152,732	1,019,702	8,826,259
リース債務	235,969	238,997	240,752	236,552	237,335	5,833,855
合計	5,629,036	1,791,595	1,489,947	2,389,284	1,257,037	14,660,115

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	19,405	—	—	19,405
資産計	19,405	—	—	19,405
デリバティブ取引	—	260,092	—	260,092

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	3,000,736	—	3,000,736
投資有価証券				
社債	—	270,000	—	270,000
長期貸付金	—	3,592,352	—	3,592,352
資産計	—	6,863,088	—	6,863,088
長期借入金	—	18,528,970	—	18,528,970
リース債務	—	5,633,930	—	5,633,930
預り保証金	—	953,439	—	953,439
負債計	—	25,116,339	—	25,116,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社や取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース投資資産、並びに長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信
用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在
価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市
場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

預り保証金

これらの時価は、返還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定して
おり、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、首都圏その他の地域において、提携医療法人関連の不動産を有しております。

2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,154,438千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
14,789,801	517,190	15,306,992	16,984,597

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額の主な要因は、提携医療法人関連の土地の取得であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

収益認識に関する注記

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	医療経営総合支援事業	シニア関連事業	高度管理医療機器事業	計		
売上高						
経営支援事業	3,367,558	—	—	3,367,558	—	3,367,558
介護施設運営事業	—	5,447,956	—	5,447,956	—	5,447,956
高度管理医療機器販売	—	—	6,074,315	6,074,315	—	6,074,315
その他	636,351	1,419,108	465,078	2,520,538	63,405	2,583,943
顧客との契約から生じる収益	4,003,909	6,867,065	6,539,394	17,410,369	63,405	17,473,774
その他の収益（注）	2,360,121	—	—	2,360,121	—	2,360,121
外部顧客への売上高	6,364,031	6,867,065	6,539,394	19,770,491	63,405	19,833,896

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入及び、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,172,719
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,382,738
契約負債(期首残高)	1,365,677
契約負債(期末残高)	1,361,594

契約資産は、各サービスにおける顧客との契約に基づく債権です。

契約負債は、医療経営総合支援事業において顧客から1年間分のサービス利用料を一括で受領すること等による前受金及び、シニア関連事業における顧客から受領する入居一時預り金（契約期間に相当する家賃負担分の一括受領額）のうち、返還義務のないものであり、契約期間の充足の時期に認識する収益に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は252,565千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年以内	158,229
1年超2年以内	148,121
2年超3年以内	136,849
3年超	617,565
合計	1,060,766

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 507円67銭

1株当たり当期純利益 64円40銭

(注) 当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月27日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、資本金の額を減少するものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額のうち、1,922,558,040円を減少します。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおりに行った上で、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月14日
(2) 債権者異議申述公告	2025年2月17日
(3) 債権者異議申述最終期日	2025年3月17日
(4) 株主総会決議日	2025年3月27日
(5) 減資の効力発生日	2025年3月28日 (予定)

4. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響はありません。

その他の注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

当社連結子会社である株式会社シンシアは、2023年11月30日（みなし取得日 2023年12月31日）に行われた株式会社タロスシステムズとの企業結合について、前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、無形固定資産のその他（顧客関連資産）に235,736千円、固定負債の繰延税金負債に79,560千円が配分された結果、暫定的に算定されたのれんの金額は296,042千円から156,175千円に減少し、139,867千円となっております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,099,883	流動負債	6,865,466
現金及び預金	6,693,881	買掛金	1,676,065
売掛金	1,706,129	短期借入金	514,583
仕掛品	12,625	一年内返済予定の長期借入金	2,812,054
原材料及び貯蔵品	241,822	リース債務	89,053
前払費用	123,841	未払金	642,270
営業貸付金	1,879,927	未払法人税等	77,934
リース投資資産	4,168,384	前払受金	659,296
その他の	1,273,271	前受収益	212,421
固定資産	19,947,799	賞与引当金	6,032
有形固定資産	16,711,740	預り金	149,000
建物及び附属設備	5,321,620	固定負債	26,755
構築物	55,500	長期借入金	12,298,090
機械装置及び運搬具	3,377	リース債務	11,646,470
工具器具及び備品	22,097	資産除去債務	14,839
土地	10,726,750	その他の	506,454
リース資産	25,166	合計	130,326
建設仮勘定	557,227		19,163,556
(純資産の部)			
無形固定資産	220,354	株主資本	16,892,241
ソフトウエア	72,898	資本金	2,022,558
借地権	143,170	資本剰余金	6,552,588
特許権	85	資本準備金	3,427,732
その他の	4,201	その他資本剰余金	3,124,856
投資その他の資産	3,015,705	利益剰余金	8,906,161
投資有価証券	433,777	その他利益剰余金	8,906,161
関係会社株式	1,985,766	繰越利益剰余金	8,906,161
長期前払費用	33,396	自己株式	△589,066
継延税金資産	189,163	評価・換算差額等	△8,114
その他の	373,601	その他有価証券評価差額金	△2,660
		繰延ヘッジ損益	△5,454
資産合計	36,047,683	純資産合計	16,884,126
		負債・純資産合計	36,047,683

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額
売 上 高				5,645,951
売 上 原 價				1,528,342
売 上 総 利 益				4,117,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				2,696,699
営 業 利 益				1,420,909
営 業 外 収 益				
受 取 利 息				329
有 價 証 券 利 息				8,122
受 取 配 当 金				56,700
有 價 証 券 売 却 益				1,632
為 替 差 益				24,959
貸 倒 引 当 金 戻 入				530,025
そ の 他				83,815
営 業 外 費 用				705,584
支 払 利 息				14,810
上 場 関 連 費 用				40,494
そ の 他				322
經 常 利 益				55,626
特 別 利 益				2,070,868
固 定 資 産 売 却 益				289,961
関 係 会 社 株 式 売 却 益				99,999
特 別 損 失				389,961
固 定 資 産 除 却 損 用				846
製 品 保 証 費 用				31,493
税 引 前 当 期 純 利 益				32,339
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				2,428,490
法 人 税 等 調 整 額				783,290
当 期 純 利 益				△196,892
				1,842,092

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	1,505,174	2,262,995	3,768,169	7,064,069	7,064,069
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,922,558	1,922,558	－	1,922,558	－	－
当期純利益	－	－	－	－	1,842,092	1,842,092
自己株式の処分	－	－	861,860	861,860	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	1,922,558	1,922,558	861,860	2,784,418	1,842,092	1,842,092
当期末残高	2,022,558	3,427,732	3,124,856	6,552,588	8,906,161	8,906,161

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△938,880	9,993,357	3,596	△36,466	△32,870	9,960,487
事業年度中の変動額						
新株の発行	－	3,845,116	－	－	－	3,845,116
当期純利益	－	1,842,092	－	－	－	1,842,092
自己株式の処分	349,814	1,211,675	－	－	－	1,211,675
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	△6,256	31,012	24,755	24,755
事業年度中の変動額合計	349,814	6,898,883	△6,256	31,012	24,755	6,923,638
当期末残高	△589,066	16,892,241	△2,660	△5,454	△8,114	16,884,126

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a 経営サポートサービス

経営サポートサービスの主な内容は、提携医療法人等の資金計画や経営計画の策定等のコンサルティングサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであります。これらの履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しており、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、契約期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を契約に基づき収益を認識しております。

b 不動産賃貸収入

不動産賃貸収入の主な内容は、提携医療法人等への経営支援として行う不動産賃貸業務によるものであります。当該不動産賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）等に従い収益を認識しております。

c 医材及び薬剤等の販売

当社は、医療機関向けに医材及び薬剤の卸売り取引を行っております。当該販売取引については、顧客に当該商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、当該取引は、当社の役割が代理人に該当する取引であると判断しており、総額から仕入先に対する支払額等を差し引いた純額で収益を認識しております。

d 医療用機器の販売

当社は、医療機関向けに医療機器の販売を行っております。当該取引の履行義務は、顧客に製品を引き渡しが完了した時点で充足されることから、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

e 製品の販売及び保守サービス

当社は、医療機関向けに医療安全及び医療従事者の業務効率向上に資する機器製品の販売を行っております。

当該取引の履行義務は、顧客に製品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、この販売に伴う保守サービスを行っておりますが、これは顧客からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたってサービスの提供を行うものであります。従って、当該保守契約は、契約期間に対して期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準は、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
- ③ ヘッジ方針
金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができるることを確認しております。
なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

リース投資資産	4,060,080 千円
建物	4,141,810 千円
土地	10,387,278 千円
計	18,589,169 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	425,000 千円
長期借入金	13,963,524 千円
債務保証	25,350 千円
計	14,413,874 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,387,270 千円

3. 保証債務

(1) 関係会社の債務に対する保証

株式会社クラーチ	2,889,297 千円
株式会社あいらいふ	36,122 千円
計	2,925,420 千円

(2) 取引先の債務に対する保証

医療法人社団善衆会	1,349,494 千円
医療法人北仁会	121,020 千円
医療法人刀圭会	65,412 千円
医療法人ユカリア沖縄	58,602 千円
医療法人平病院	25,350 千円
社会医療法人新青会	13,881 千円
計	1,633,761 千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものをお除く)	
短期金銭債権	1,259,089 千円
短期金銭債務	229,054 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	130,165 千円
その他の営業取引	8,669 千円
営業取引以外の取引高	56,700 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,606,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金、減価償却限度超過額、繰延ヘッジ損益等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、資産除去債務に係る除去費用等であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)クラーチ	所有 直接100.0%	債務保証 担保の被提供	賃貸借契約の 連帯保証 (注1)	2,889,297	—	—
				担保の被提供 (注2)	5,468,534	—	—
子会社	(株)メディカル・ アドバイザーズ	所有 直接100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	743,000	短期貸付金	743,000
				資金の回収	190,000		
子会社	(株)ストラクト	所有 直接100.0%	工事の発注	工事の施工 (注4)	553,667	建設仮勘定	544,997
						未払金	228,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)クラーチが運営する介護施設に係る定期賃貸借契約の連帯保証人となっております。なお、保証料の受領は行っておりません。
2. 担保の被提供については、金融機関からの建物購入の為の資金借入に対するものであります。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 価格等の取引条件は市場実勢等を参考に、都度交渉のうえ決定しております。

収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	477円26銭
1 株当たり当期純利益	58円56銭

(注) 当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月27日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、資本金の額を減少するものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額のうち、1,922,558,040円を減少します。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおりに行った上で、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年2月14日
(2) 債権者異議申述公告	2025年2月17日
(3) 債権者異議申述最終期日	2025年3月17日
(4) 株主総会決議日	2025年3月27日
(5) 減資の効力発生日	2025年3月28日 (予定)

4. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社ユカリ亞
取締役会 御中

2025年2月21日

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区
指定社員 浅 井 清 澄
業務執行社員
指定社員 丸 山 清 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユカリ亞の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユカリ亞及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社ユカリ亞
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 浅 井 清 澄

指定社員

業務執行社員

公認会計士 丸 山 清 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユカリ亞の2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社 法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他に おける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社ユカリ亞 監査等委員会

取締役監査等委員（社外）	須 藤 修 司	印
取締役監査等委員（社外）	南 江 恒 一	印
取締役監査等委員（社外）	杉 山 文 野	印

(注) 監査等委員須藤修司、南江恒一及び杉山文野は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定期株主総会会場ご案内図

会場 霞が関ビルディング1階
「霞が関プラザホール」
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号



交通機関 東京メトロ 「虎ノ門」駅下車 11番出口より徒歩約2分
千代田線・日比谷線・丸ノ内線
「霞ヶ関」駅下車 A13番出口より徒歩約5分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。



UD FONT
見やすく読みまちがえににくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。